

か い し ゃ は た ら が い こ く じ ん か た  
会社で働けなくなつた外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認めることとしています。

# ざいりゅうしきく 在留資格をもらえる方

つぎのかたべつかいしゃけいやくちぬうかた  
次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめろと言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
  - 会社をやめろと言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者  
(例) 在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など
  - 採用が取り消された留学生 など  
(注) 特定技能の分野だけです。



## てつづき ほうほう 手続きの方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめろなどと言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチング受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで



# マッチング支援の流れ

## STEP 1

なまえ れんらくさき きぼう ぶんや とくていぎのう ぶんや ひつよう じょうほう こじんじょうほう とりあつか かん  
名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する  
どういしょ か ていしゅつ ちゅうう  
同意書」に書いて、提出してください（注）。

ちゅう とくていぎのう ざいりゅうしかく かた ちほう しゅつにゅうこざいりゅうかんりきょく いがい ざいりゅうしかく かた しきつにゅうこざいりゅうかんりちょう  
(注) 「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に

ていしゅつ 提出してください

## STEP 2

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう かんけいしうちょう つう しごと しょうかい きかん ていきょう  
出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

## STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

## STEP 4

## あたら かいしゃ けいやく 新しい会社と契約

## STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可

